

## 令和8年度

### 糸島市地域連携にぎわい創出事業補助金 Q & A

補助対象者
<p>Q 1 参加事業者に市外の商工業者や団体が含まれますが、対象になりますか。</p>
<p>本補助金の補助対象事業は、市外の商工業者や団体は参加することができないため、原則対象になりません。</p> <p>ただし、市外事業者が自社のPRなど、収益を伴わない参加形式であれば補助対象となります。</p>
<p>Q 2 参加事業者に商工業者以外の市内事業者が含まれますが、対象になりますか。</p>
<p>補助対象事業の参加事業者に占める市内商工業者の割合が5割以上であれば対象となります。商工業者以外の例として、一次産業従事事業者、地域サークル、収益を伴わない市外事業者等が挙げられます。</p>
<p>Q 3 参加事業者が、補助申請する対象イベントにおいて、普段販売している商品と異なる商品を販売しようと考えていますが、対象になりますか。</p>
<p>この補助の目的のひとつに、「補助対象イベントを通して、お客様にお店と「普段販売している商品」の認知を広げること」があるため、イベントで販売する商品が大きく乖離する場合は、商工業者としてではなく商工業者以外としてカウントします。</p> <p>(例1) 普段ハンバーガーを販売している店舗が、イベント限定トッピングのメニューを販売する→(商工業者としてカウント)</p> <p>(例2) 衣類販売店が、イベントの時だけ焼きそばを販売する→(商工業者以外とする)</p> <p>(例3) 市内で野菜を生産し加工販売する会社が、生産する野菜を材料とした料理をイベントで販売する→(商工業者としてカウント)</p>
補助対象事業
<p>Q 4 市内経済活性化に資するキャンペーンやイベントとはどのような事業ですか。</p>
<p>参加事業者の売上増加につながるような事業です。地域と連携し、来店客数や客単価等の増加を誘引するような事業計画になっているかを審査します。</p> <p>詳細は商工振興課へご相談ください。</p>
<p>Q 5 本店所在地が市外にある法人や、市外に住所がある個人事業主の場合は参加事業者になることができますか。</p>
<p>糸島市内に支店や店舗がある場合は参加事業者になることができます。</p> <p>市内に支店や店舗がない場合も参加できますが、収益を伴うものは実施できません。</p>
<p>Q 6 既存のイベントも対象ですか。</p>
<p>地域のにぎわい創出を目的としているため、これまでに実施されたことがあるイベントなどについても補助対象です。</p> <p>しかし、その事業に他の補助金等が含まれている場合は対象外です。</p>

(令和8年4月1日現在)

Q7 オンラインマルシェなど、ネット上のイベントも対象ですか。
地域のにぎわいを創出する事業の支援であるため、店舗等に集客しないネット販売は対象外です。
<b>補助率及び補助上限額</b>
Q8 参加事業者数が変わる可能性があります。どうしたらよいですか。
補助上限額を決定する参加事業者数については、申請要領のチェックシートを参考に、交付申請時の数で申請してください。 なお、交付決定後に参加事業者名簿に変更が生じる場合は変更申請が必要です。参加事業者数の増減がない場合や、増減があっても補助上限額に影響がない場合でも、必ず申請してください。
Q9 糸島市内に複数の店舗を有しています。参加事業者数の数え方は店舗毎ですか。
参加事業者数の数え方は、事業者単位です。ひとつの事業者が2以上の店舗を市内に有し、そのどれもが補助対象事業の対象店舗であったとしても、参加事業者数には1つとカウントされます。
Q10 事業の一部を委託する事業者は参加事業者となりますか。
参加事業者にはなりません。例えば、補助事業実施にあたり、事業者Aに業務を委託し、事業者Bから物品をリースする場合、AとBは参加事業者になることはできません。補助対象事業により集客を見込む店舗等が参加事業者になります。 また、参加事業者に対する謝礼等も対象となりません。
<b>補助対象の経費</b>
Q11 補助対象事業に直接要する経費とはどんなものがありますか。
補助対象事業の実施のために直接的に係る経費が対象であり、消費喚起に直接的に要するものに限ります。 以下のような経費は対象外です。 ・高額な報償費（有名人や著名人等を招聘するための費用など） ・高額な物品のレンタル料 ・備品の購入費用 ・資産として残る物（机、カラーコーン、固定式の看板やオブジェ、アプリ開発等）の費用など ・各参加事業者が作成する個別の販促チラシの印刷費（本キャンペーンの対象店舗である旨を記載していたとしても対象外） ※上記はあくまで例です。詳細は商工振興課へご相談ください。
Q12 需用費で購入可能な消耗品はどのようなものを指しますか
イベント全体のチラシ、ポスター等は、印刷費として需用費に該当します。 また、イベント実施にあたり、参加事業者が共通で使用するもの（会場のごみ袋、立入禁止の貼り紙用の紙）は対象となりますが、出店者が営業時にお客様に渡すもの（商品を入れる袋、箸、容器、食券等）は対象になりません。

<p>Q13 経費の支払いにクレジットカードを使用できますか。</p>
<p>クレジットカードやスマートフォン決済等を利用した場合には、決済時のレシート(明細)と領収書を添付していただく必要があります。また、分割払い(リボ払い等を含む)の場合、事業期間内に全ての支払いを完了する必要があります。</p> <p>なお、決済により付与されたカードポイントやショッピングポイント等は対象経費から控除します。また支払いにポイントを充当した場合も、その分を控除します。</p> <p>領収書には、日付、宛名(グループ名又は代表者名に限る)、受取人の住所・氏名が必要です。</p>
<p>Q14 広報・PR計画について、会員向けのDM発送は認められますか。</p>
<p>広報・PR計画としては認められますが、広く平等に周知していただく必要がありますので、店舗のメンバーや会員のみを送るDMにかかる経費は補助対象経費には認められません。また、会員になることでもらえる特典や割引等にかかる経費も認められません。</p>
<p>Q15 景品の仕入れに係る経費について、参加事業者から景品を提供してもらうことは可能ですか。</p>
<p>参加事業者から景品を提供してもらうことは可能です。しかし、参加事業者から景品を仕入れる場合は、原価をもって補助対象とします。実績報告書の提出時には、仕入原価及び製造原価を確認するため、景品の提供先である参加事業者が、その景品を卸業者などから仕入れた際の仕入伝票などを提出していただくことになりますので、ご注意ください。</p>
<p>Q16 役務費において、イベント中止保険の費用は対象になりますか。</p>
<p>不測の事態によりイベントの中止を余儀なくされた場合に支払われる保険、いわゆるイベント中止保険についても、補助対象です。しかし、イベントを実施した場合の事故等に備えるための保険に比べ、保険料が高額になる傾向にあることから、イベント中止保険については、補助対象経費の10分の1以内を対象とします。</p> <p>また、交付要綱第15条のただし書きにおいて、補助金の一部を支払う場合は、イベント中止保険により支払われる保険金を考慮した上で、補助金の額を決定いたします。</p>
<p>事業期間</p>
<p>Q17 申請要領において、「交付決定後に事業を実施してください。申請前を含め、交付決定前の事業実施は認められません。」とありますが、どこからが事業実施にあたりますか。</p>
<p>印刷物やレンタル備品の発注など、交付決定前に支出を伴う行動に取りかかる場合は、事前に着手したものとみなします。また、補助対象外の経費であっても同様に事前着手とみなします。</p> <p>なお、補助対象事業の実施について SNS 等を活用し広く周知することは可能です。ただし、発信手段は費用を伴わないものとし、内容に必ず「予定」と記載してください。また、交付決定前に参加受付等を行った場合は、予算の使用に関わらず事前に着手したものと見なします。</p>
<p>Q18 領収書の日付が補助対象期間外です。対象になりますか。</p>

(令和8年4月1日現在)

<p>対象になりません。補助対象期間内に支出した経費の領収書等の写しを添付し、事業完了後30日以内または令和9年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。</p>
<p>提出書類</p>
<p>Q19 事業計画書の売上目標について、補助金申請額以上の売上を上げる計画でないと、申請できないのですか。また、事業計画時の売上目標が達成できなかった場合、補助金の交付は受けられないのですか。</p>
<p>売上目標の制限を設けたのは、補助対象事業の継続性・自立性を促すためです。今後、本補助金を受けない場合でも、補助対象事業の継続ができるよう、採算性を持って事業を計画していただくようお願いします。</p> <p>実績報告時、売上目標が達成できなかったことを理由に、補助金の交付が取り消されることはありません。ただし、事業報告書には目標が達成できなかった理由を記入し、次の事業に生かせるようにしっかり分析を行ってください。</p> <p>なお、景品等にかかる費用は、売上実績に伴い減額される場合がありますので、ご注意ください。</p>
<p>Q20 見積書が提出できない経費はどうしたらよいですか。</p>
<p>見積書の提出が困難な経費については、積算の根拠を明らかにし、収支計画書に記載してください。(例：臨時営業許可の費用を、保健所のHPから抜粋し提出)</p> <p>なお、実績報告書の提出時には、全ての補助対象経費について領収書の添付が必要です。提出がない場合は、その費用を除き(減額し)交付額を確定しますのでご注意ください。</p>
<p>Q21 事業報告書に添付する実施状況写真やチラシ等について提出の際の注意点はありますか。</p>
<p>参加事業者全員が実際にキャンペーン等に参加しているかどうかを確認するための資料です。各店舗がキャンペーン等を実施していることがわかるような写真を貼付してください。またチラシ等については、原本を提出してください。なお、参加事業者でない事業者や、事業計画に掲載されていない内容等がチラシに掲載されていた場合は補助額減額や交付取消しの対象となります。</p>
<p>Q22 事業報告書に添付する資料(事業実施の効果がわかる資料)とはどのようなものですか。</p>
<p>事業報告書には、次の①及び②を店舗毎にまとめた資料を添付してください。</p> <p>①来店客のうちキャンペーン等を利用した客の数とその売上を集計した資料</p> <p>②景品等を配付した場合は、その配布状況と景品代を集計した資料</p>
<p>その他</p>
<p>Q23 天変地異等の災害に伴い、事業を中止した場合、補助金は交付されますか？</p>
<p>原則として、事業を中止した場合は、補助金は交付できません。</p> <p>ただし、交付要綱第15条に記載のとおり、市からの要請または天変地異等の申請者の</p>

(令和8年4月1日現在)

責めによらない不測の事態により中止となった場合には、既に支払った経費等については審査の上、一部を補助する場合があります。